

○宇佐市営火葬場条例（平成17年3月31日条例第146号）

○宇佐市営火葬場条例

平成17年3月31日条例第146号

改正

平成18年9月27日条例第63号

平成20年6月26日条例第31号

平成24年6月29日条例第20号

宇佐市営火葬場条例

（設置）

第1条 公衆衛生その他公共の福祉のため、火葬場を設置する。

（名称及び位置）

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宇佐市葬斎場やすらぎの里	宇佐市安心院町田ノ口346番地

一部改正〔平成18年条例63号・20年31号〕

（使用の許可等）

第3条 火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付すことができる。

3 市長は、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は前項の条件に違反する者については、使用の許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

全部改正〔平成18年条例63号〕

（使用料）

第4条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可を受けたとき、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

全部改正〔平成18年条例63号〕

（使用料の減免）

第5条 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成18年条例63号〕

（使用料の還付）

第6条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

追加〔平成18年条例63号〕

（賠償の義務）

第7条 使用者が、故意若しくは重大な過失により、火葬場の設備を破損し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。

一部改正〔平成18年条例63号〕

（指定管理者による管理）

第8条 火葬場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

追加〔平成18年条例63号〕

（指定管理者が行う業務の範囲）

第9条 前条の規定により指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 火葬に関する業務
 - (2) 施設の維持管理に関する業務
 - (3) 第3条第3項に規定する使用の許可の取消し又は制限に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 2 前項の場合における第3条第3項の規定の適用については、当該規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

追加〔平成18年条例63号〕

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成18年条例63号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に、合併前の宇佐市営火葬場条例（昭和42年宇佐市条例第82号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、合併前の条例の例による。

附 則（平成18年9月27日条例第63号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成18年12月規則第98号で、同19年1月31日から施行）

附 則（平成20年6月26日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日条例第20号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		単位	使用料		摘要
			市内	市外	
宇佐市葬斎場や すらぎの里	12歳以上	1体	15,500円	50,000円	身体の一部、改葬遺骨は、死産児に準ずる。 霊安室の単位の1回とは、24時間以内とする。ただし、使用時間が24時間を超える場合は、24時間（その超える時間が24時間に満たないときは、24時間とみなす。）ごとに1単位とみなして左記の使用料を加算する。
	12歳未満	1体	12,000円	40,000円	
	死産児	1体	9,000円	30,000円	
	霊安室	1回	6,300円	21,000円	

備考

- 1 次に掲げる場合は、「市内」として取り扱うものとする。
- (1) 死亡者が死亡時に、又は使用者が本市の住民（本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）である場合
 - (2) 死産児の父又は母が、本市の住民である場合
 - (3) 改葬遺骨を火葬する場合において、使用者が本市の住民である場合
 - (4) 身体の一部を失った者が当該失った身体の一部を火葬する場合において、その者が本市の住民である場合
- 2 語句の定義については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「死産児」とは、妊娠4か月以上の死胎をいう。
 - (2) 「身体の一部」とは、手術又は災害等により体から分離された手足、妊娠4か月未満の死胎、その他出産時の排泄物及び手術等により摘出された臓器等をいう。
 - (3) 「改葬遺骨」とは、改葬許可を得た遺骨をいう。
- 全部改正〔平成18年条例63号〕、一部改正〔平成20年条例31号・24年20号〕